②－２

青少年の家

指定管理者業務仕様書

令和５年６月

浜松市こども家庭部

次世代育成課

浜松市立青少年の家指定管理者業務仕様書　目次

１　施設概要に関する事項　・・・・１
２　業務の範囲に関する事項　・・・・１
３　管理の基準に関する事項　・・・・２
４　事業の実施に関する事項　・・・・３
５　施設の運営に関する事項　・・・・４
６　施設の管理に関する事項　・・・・５
７　物品の管理等に関する事項　・・・・10
８　帳簿等の備置に関する事項　・・・・11
９　事業報告書等の提出に関する事項　・・・・11
10　その他　・・・・11

【資料】

・資料１　青少年の家平面図　・・・・12
・資料２　過去の施設利用状況　・・・・13
・資料３　校外まなびの教室「ふれあい教室」の実施　・・・・13
・資料４　清掃管理業務対象設備　・・・・14
・資料５　殺鼠害虫駆除対象箇所　・・・・15
・資料６　（参考）寝具類の仕様と数値　・・・・15
・資料７　自家用電気工作物の設備仕様　・・・・15
・資料８　排水ポンプの設備仕様及び点検内容　・・・・15
・資料９　空調設備の仕様と点検内容　・・・・16
・資料 10　消防検査対象設備　・・・・16
・資料 11　昇降機設備の仕様と点検内容　・・・・17
・資料 12　自動ドア装置の仕様と点検内容　・・・・17
・資料 13　機械警備機器と警備内容　・・・・17
・資料 14　警備員による警備内容と警備の範囲　・・・・18
・資料 15　指定管理者に貸与する市所有物品一覧　・・・・20

浜松市立青少年の家指定管理者業務仕様書

1　施設の概要に関する事項

（1）名称及び所在地

名　称　浜松市立青少年の家
所在地　静岡県浜松市中区住吉四丁目 23 番１号

（2）施設の概要

敷地面積　10,333 ㎡

①　屋内施設　　建物敷地　2,573 ㎡
・鉄骨造２階建　延床面積 1,350 ㎡　（本館 1,223 ㎡　ピロティ 127 ㎡）
ホール(150 人)、第１研修室（50 人)、第２研修室（30 人)、第３研修室（和室 30 人)、小会議室（16 人)、食堂（70 人)、和室（６人）７室、講師室（４人）２室、厨房、浴室（２箇所)、おはなしのへや、授乳室、ピロティ（野外活動支援施設[倉庫・洗い場])、事務室等
※宿泊最大利用 70 人

②　屋外設備　青少年の家の森　6,188 ㎡　赤松林及び照葉樹林の高木帯
・キャンプサイト７ヶ所　テント 14 張（約 60 人収容）
・野外炊飯施設　かまど 10 ヶ所　倉庫４棟、野外トイレ

③　その他　　駐車場等　1,572 ㎡
・西駐車場　　40 台（最大 70 台）
・本館前駐車場　２台（障がい者等用）
・古墳横駐車場　10 台
・駐輪場

【資料１】青少年の家平面図　参照

（3）施設の運営理念等

創造的な体験や交流活動の場を提供し、もって次代を担う青少年の健全な育成を図ることを基本理念とする。青少年が、集団やグループでの宿泊生活や自然体験、社会体験、スポーツ活動、文化活動等を通して次のような心豊かな人間性や社会性を育むことを目的とする。

①　自然との触れ合いを通して、生命や自然を大切にする心
②　仲間との生活や活動を通して、他者への思いやりや協調性などの社会性
③　集団生活やグループ活動を通して、我慢する心や自立心
④　スポーツ・レクリエーション活動を通して、物事をやりぬく意思や主体性
⑤　文化活動を通して、創造する楽しさや感動する心

2　業務の範囲に関する事項

（1）浜松市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）において指定管理者が行う管理運営業務の内容、範囲及び基準は、浜松市立青少年の家条例（昭和 44 年浜松市条例第 13 号。以下「条例」という。)、同条例施行規則（平成 18 年浜松市規則第 118 号。以下「規則」という。）及び浜松市立青少年の家管理要綱（平成 23 年施行。以下「要綱」という。))に基づき行うものとする。

【指定管理者が行う業務】

①条例第３条各号に掲げる事業に関する業務
②青少年の家の利用の許可に関する業務
③青少年の家の利用料金の徴収に関する業務
④青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
※自動販売機の設置による施設利用者へのサービス業務は上記⑤に含むものとする。
浜松市文化・スポーツ施設予約システム「まつぼっくり」による施設間の受付業務は上記⑤に含むものとする。

（２）市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また市民サービスの向上を図るための自主事業が可能。施設の一部を使用する場合は、別途市との協議が必要となる。

３　管理の基準に関する事項

（１）開館時間　　午前９時～午後９時 30 分
※宿泊（午後２時～翌日午前９時）の場合を除く

（２）休館日　　・月曜日（３月 15 日から４月５日まで及び７月 20 日から８月 31 日までの間を除くものとし、休日に当たるときはその翌日）

・年末年始（12 月 29 日～１月３日）

※指定管理者は、必要があると認めるときは市長の承認を得て、開館日、開館時間及び休館日を変更することができる。

（３）利用許可の基準

① 利用者の範囲
５人以上の団体で、その代表者が１５歳以上（ただし中学生を除く）の団体。

② 利用の許可及び取り消し
利用の許可及び取り消しは、条例、規則及び要綱により行う。

③ 利用の制限
次の各号のいずれかに該当するときは施設の利用を許可しない。
ア　政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
イ　営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。
ウ　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
エ　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
オ　施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。
カ　前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

④ 入館の制限
指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。
ア　施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者
イ　他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者
ウ　めいていしている者
エ　管理上必要な指示に従わない者

（４）利用料金

利用料金の徴収、還付及び減免については、条例、規則及び要綱の規定により行う。

（５）次世代育成団体の認定

次世代育成団体の認定及び変更、更新、取り消しは、条例、規則及び要綱により行う。

【資料２】過去の施設利用状況　参照

（６）職員配置の基準

① 施設責任者は、次世代育成について広い見識を有し、青少年団体・指導者養成等の分野において活動実績があり、学校・地域・家庭及び関係団体（子ども会・ボーイスカウト・ガールスカウト等）と連携して運営を行うことのできる者。

② 職員は、青少年健全育成にかかる事業の企画と実施を行う理論と技術を有しており、自然体験活動・社会体験活動・人材育成活動等の指導に関する資格を有する者、又は教員資格等を有する者を２人以上配置すること。

③ 防火管理者は、職員の中で１名は甲種防火管理者（消防法施行令第３条第１項第１号の規定による）の資格を有すること。

４　事業の実施に関する事項

（１）基本方針

青少年の家は、次世代を担う人材の育成のため、以下の７つの重点項目を設定し、それぞれの分野において充実した事業を推進するものとする。

① 自然体験活動を通じた育成･交流事業（身近な自然を活用した実際体験による育成）
② 社会体験活動を通じた育成・交流事業（ボランティア団体・企業等と連携した社会体験による育成）
③ 文化・創造体験活動を通じた育成・交流事業
④ リーダー養成講座（青少年時におけるリーダー資質の養成）
⑤ 指導者養成事業（次世代の健全育成活動を行っている指導者を対象にした養成）
⑥ 手と心をつなぐ支援事業（障がい児者等を対象にした支援事業）
⑦ 文化祭事業（青少年の家まつり等）

また、青少年の家は市民協働型の運営を目指していることから、中学生・高校生・大学生・社会人・高齢者等広く市民からボランティアを募集し、事業の企画・運営等への参加を通して、相互交流と自己啓発の場としても積極的に活用されるよう運営する。

（２）事業の実施

① 基本的事項

基本方針にて示す７つの重点項目に留意し、浜松こども館との相互連携により２施設の特性及び民間のノウハウを最大限活用して相乗効果を創出し、創意工夫によるプログラムの質の向上と参加者数の増加に努めること。

また、乳幼児期から青年期までの幅広い層の世代及び性別を超えた交流の中で、多くの人との関わりを持ち、社会性を高めていくことにより、子どもの育ちと若者の自立心を養うことができる事業を展開すること。

② 教育的環境整備と姿勢について

ア 公の次世代育成施設として、利用者や職員同士の連携を密にし、常に生命の安全及び信頼の確保に万全を期すこと。

イ 次世代育成の視点から、青少年研修施設としての真の在り方を追求し、創意ある育成支援体制を確立すること。

ウ 次世代育成施設として施設及び森等の資源を有効に活用し、利用者が自然体験や社会体験を十分に行うことができる環境づくりに努めること。

エ 次世代育成施設の職員としての専門性を高め、企画遂行能力の向上を図るため、積極的な職員研修に取り組むこと。

③ 事業運営について

ア 実体験を重視した場を多く設定し、豊かな感性とたくましい心身を持った青少年の育成に努めること。

イ 利用者が主体的に活動できるよう、活動プログラムや森の動植物マップ等マニュアルの作成を行うこと。

ウ 利用者の活動プログラムについて指導助言を行うとともに、活動の支援を行うこと。

エ 市街地近郊に立地する利便性を活用して、多彩な事業を行うこと

オ ボランティアとの協働を推進するため、人材の発見、養成を積極的に行い、ボランティア制度の充実を図ること。

カ 地域、学校、家庭や他の関係機関との連携を図る中で、次世代育成施設の良さを一般社会に広め、施設利用者の増加を目指すこと。

④ その他

ア メディアを活用し、事業の広報を積極的に行うこと。なお、広報にかかる経費（備品の準備含む）は指定管理者の負担とする。

イ 指定管理者は事業実施計画を提出し市の承認を受け、実施後は事業報告を行うこと。

（3）市の事業への協力

① 市の主催事業及び委託事業の実施にあたっては、積極的に協力し事業の円滑な遂行に努めること。

② 浜松市教育委員会教育支援課が実施する校外まなびの教室「ふれあい教室」に、積極的に協力し事業の円滑な遂行に努めること。

【資料３】校外まなびの教室「ふれあい教室」の実施　参照

５　施設の運営に関する事項

（1）基本的事項

① 施設利用者が安全、安心、快適に利用できるよう、最大限の注意を払い運営を行うこと。

② 市が、指定管理者との協議により作成する危機管理マニュアルを遵守し、危険予防に万全を期すこと。

③ 事故発生時には応急処置、救急搬送等遅滞なく行い、被害の拡大予防に努めること。

（2）受付案内業務

① 施設の予約受付及び貸出業務（団体間調整を含む）

② 施設利用案内業務

③ 備品の貸出業務

④ 応急救護業務

⑤ 浜松市スポーツ・文化施設予約システム「まつぼっくり」に係る受付・登録業務（次世

代育成団体の新規・更新に係る登録業務は除く）

（3）食堂及び厨房設備の運営

① 食堂及び厨房設備は、本施設利用者に食事を供する場合及び研修目的で使用する場合に限り貸し出すことができる。
② 利用者が厨房を使用する場合は、設備について充分な説明を行うとともに適切にこれを指導すること。
③ 利用者から食事の提供を求められたときは、利用者が、安全で安心して食べることのできる食事を提供する業者を紹介すること。
④ 食事の提供場所は食堂とし、配膳は原則として利用者が行うこととする。指定管理者は適切にこれを指導すること。
⑤ 廃棄物については市の定める区分により分別し、所定の場所に集積する。また、生ゴミの再利用を行うなど、ゴミの減量に努めること。
⑥ 食材定期点検、拭き取り調査を実施すること。
⑦ 調理業務を行うに当たり、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関係法令を遵守すること。

（4）浴室の管理

① 利用者が浴室を使用する場合は、設備について充分な説明を行うとともに適切にこれを指導すること。
② 湯の温度設定には十分注意し、安全な運営を行うこと。
③ 浴槽内の湯量に注意し、浴槽からのオーバーフローを防ぐこと。
④ 浴場内の換気を適切に行うなど、衛生管理に努めること。
⑤ その他、浜松市旅館業法施行条例及び浜松市旅館業法施行細則の「循環式浴槽以外の浴槽を使用する場合」に必要な措置を講ずること。

（5）宿泊室等整理整頓、衛生管理

① 宿泊室等の衛生管理に努め、整理整頓を行うこと。
② 利用者に提供する寝具等を清潔に保つように努めること。

（6）施設の目的外使用

指定管理者は、施設の目的外使用をする場合は、市の行政財産使用許可を得て使用料を払い使用すること。なお、自動販売機の設置・販売は指定管理業務として行うことになる。

（7）行政手続きのオンライン申請に関する業務にについて

各種行政手続きのオンライン化に対応できるようにするため、インターネット接続環境におけるセキュリティー対策を行うこと。セキュリティー対策として、指定管理者がグローバル IP アドレスを固定化する費用を負担し、令和 7 年以降において、市がオンライン申請を導入する時期から対応できるようにすること。

6 施設の管理に関する事項

（1）基本的事項

指定管理者は、施設の安全な運営に最大限の注意を払い管理業務を行うとともに、指定管理者の費用負担により建築基準法第 12 条に基づく法定点検及び報告を行うこと。

（2）施設補修修繕

① 施設は正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、部品交換や補修・修繕を行うこと。
② 指定管理者が行う業務範囲は以下による。
ア 照明器具、アンテナ修理などの設備、備品の日常的な管理で必要となる消耗品や部品の交換
イ 1件当たり 60 万円未満の施設修繕（破損又は故障した施設、設備又は物品を原状に復旧する行為）
ウ その他市との協議により行う施設補修、修繕等

（3）施設管理業務

指定管理者は、施設及び敷地内について良好な環境衛生、美観の保持に心がけ、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常及び定期的な清掃及び点検を行うこと。また、入所団体が使用した宿泊室、廊下、浴室等の部分や野外活動で使用した物品等については、団体が快適に利用できるように適切に指導し、清掃を促すこと。

① 清掃管理業務
指定管理者は、施設内について日常的に清掃を行い、常に清潔な状態に保たれるようにすること。また、清掃回数等の条件は指定管理者が使用頻度に応じて適切に設定すること。特に厨房、浴室、トイレ等の水回りについては、衛生等について留意すること。

ア 建物内清掃（日常業務）
床面清掃、除塵、汚損部分の除去、施設内のごみ収集及び集積など施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
イ トイレ清掃（日常業務）
施設内トイレの便器及び洗面台等の洗浄、汚物類の収集と処理、床面掃き拭き、壁面及び鏡の雑巾がけ、トイレットペーパー及び洗剤の補充など適切に行うこと。
ウ 浴室清掃（日常業務）
浴槽の洗浄、毛髪類の処理のほか、換気や石鹸類補充など施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。排水口や排水管の汚れは洗剤等を用いて十分除去すること。
エ 屋外清掃（日常業務）
ごみ拾い、ごみ処理、落葉収集、落葉処理、排水路の清掃及び処理、草刈り、草取りなど施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
オ ごみ搬送（日常業務）
施設内ごみ箱内のごみの収集、運搬及びごみ箱の清掃、収集されたごみの運搬など施設利用者が快適に利用できるよう適切に行うこと。
カ 特別清掃
指定管理者は、日常では実施しにくい箇所の清掃等を確実に行うため、必要に応じて特別清掃を実施すること。
（ア）床面清掃・床面洗浄ワックス塗布
（イ）ガラス清掃
（ウ）屋根・雨樋枯葉除去清掃

【資料４】清掃管理業務対象設備

② ごみ収集運搬処理業務
ア 施設利用者が快適に利用できるよう、適切な処理を行うとともに作業中は利用者等の支障とならないよう、十分配慮すること。
イ 市の分別ルールに基づき処理すること。

ウ　可燃ごみは週２回、不燃ごみは月１回以上処理すること。
エ　必要に応じて、粗大ごみ等の特別運搬処理を行うこと。
オ　収集場所の清潔の保持に努め、運搬に際し廃棄物の飛散・流出がないよう配慮すること。
カ　ごみの処分に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関係法令を遵守すること。

③　殺鼠害虫駆除
ア　浜松市食品衛生法の施行に関する条例（平成 12 年条例第 55 号）第２条第１項に基づき、建物及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持し、常に清潔な状態を保つように努めること。
イ　年２回以上、建物内の検査を行うとともに、周りに忌避薬剤を散布し、建物内への侵入を防ぐこと。
ウ　使用する薬剤は、医薬品及び医薬部外品とすること。
エ　検査場所の清潔の保持に努め、薬剤使用時には薬剤の飛散・流出がないよう注意すること。
オ　処理に際しては、利用者に事故のないよう特に注意すること。

【資料５】殺鼠害虫駆除対象箇所

④　グリストラップ清掃業務
ア　年２回以上、グリストラップ及び厨房内集水桝の清掃を行うこと。また、関連する配水管についてもその都度点検し必要に応じ清掃を行うこと。
イ　収集場所の清潔の保持に努め、運搬に際し廃棄物の飛散・流出がないよう措置すること。
ウ　搬入出に際しては、利用者に事故のないよう特に注意すること。

⑤　寝具の管理
ア　寝具は、未使用のもの、又は布団については仕立て直し、打ち直しをしたもの、毛布については洗濯をしたもの、枕については仕立て替えをしたものを用意すること。
イ　寝具は、常に清潔で良好な状態で提供すること。

【資料６】（参考）寝具類の仕様と数量

（４）設備保守管理

指定管理者は、施設の設備の機能を維持するとともに、使用者が快適に施設を利用できる良質な環境の保持に努めること。業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮するとともに、正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法により対応し、速やかに市へ報告すること。

①　自家用電気工作物保安管理
ア　電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い電気設備に関する技術的基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、必要な措置を取る。
イ　電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合は、事故原因を探し、応急措置するとともに、必要に応じて電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 106 条の規定に基づく電気事故報告の作成及び手続を行う。

ウ　電気事業法第 107 条第２項に規定する立入検査の立会いを行う。

【資料７】自家用電気工作物の設備仕様

②　排水ポンプ保守管理

ア　排水ポンプ設備２基の性能を維持し、非常時に最良な運転状態を保持させる。

【資料８】排水ポンプの設備仕様と点検内容

③　空調設備保守管理

ア　建物に設置されている空調設備機器の安全かつ効率的な操作と適切な保守整備を行い、故障の防止に努めるとともに、万一異常が発生若しくは異常を予測した場合は、適切な措置を取る。

イ　設備の点検とともに異常の有無の確認、消耗品の補充及び交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れ等を実施する。

【資料９】空調設備の仕様と点検内容

④　消防用設備保守管理

ア　敷地内の消防用設備の保守管理を適正に行うことにより、火災発生の予防に努め、異常を発見した場合は直ちに適切な措置を取ること。

イ　対象設備に対して、消防法の定めに基づく点検を行うこと。

ウ　消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づいた消防用設備等点検結果報告書を提出すること。

エ　市及び消防署の立入検査の立会いを行うこと。

【資料 10】消防検査対象設備

⑤　昇降機保守管理

ア　昇降機器の保守管理、点検を行うとともに、機器の調整、清掃、不良備品交換等を行うなど、事故発生の予防に努め、異常が発生した場合は、直ちに適切な措置を取ること。

【資料 11】昇降機設備の仕様と点検内容

⑥　自動ドア保守管理

ア　自動ドア装置の保守管理、点検を行うとともに、機器の調整、清掃、不良備品交換等を行うなど、事故発生の予防に努め、異常が発生した場合は、直ちに適切な措置を取ること。

【資料 12】自動ドア装置の仕様と点検内容

⑦　その他付帯設備保守管理

ア　安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、次世代育成施設として、安全かつ快適に利用できるよう適切な管理を行うこと。

イ　設備の点検とともに異常の有無の確認、消耗品の補充、交換、故障・異常個所の適切な措置、機器装置の清掃手入れ、定期的な潤滑油の給油等を実施すること。

ウ　設備機器等に異常を発見し、応急処置をする必要がある時は、常備する工具等を用いて処置すること。

エ　各種法令等に基づいて行われる官公庁立入り検査及び専門業者の作業に対して立ち会うこと。

（５）保安警備

指定管理者は、施設内及び敷地内の防犯、防災に万全を期し、機械警備及び警備員による警備等を活用して利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

① 機械警備

ア 本施設閉館時の安全確保のため機器による警備を行うこと。

イ 警備の内容は資料 13 により行うこと。

【資料 13】機械警備機器と警備内容

② 警備員による警備

ア 宿泊者がいる場合は、警備員による警備を行うこと

イ 警備の内容は資料 14 により行うこと。

【資料 14】警備員による警備内容と警備の範囲

（６）建築物保守管理

指定管理者は、施設を適切に管理するために日常的に点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しない状態を維持し、かつ美観を保持すること。

日常的（小規模）修繕で修理できるものは指定管理者が経費を負担して修繕すること。１件当たり 60 万円（消費税含む）以上又は大規模改修を必要とする場合は、市と別途協議すること。

また、指定管理者は、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努め、建築物の不具合を発見した際には速やかに市に報告すること。

（７）樹木・植物・遊歩道等の管理

指定管理者は、敷地内における樹木・植物の管理（散水、施肥、樹木の剪定、倒木の処理、落ち葉清掃、除草・草刈）及び自然林の保護、動植物の保護を行い、利用者に環境教育の場を提供すること。

① 留意事項

ア 樹木、草地の管理に当たって、病害虫防除や施肥の実施、樹木の剪定等は、各植物の特性に応じて最も適切な時期や方法を選び実施すること。

イ 幼木等には、支柱を設置するなど生育に配慮し、また危険防止のために枯損木や枯れ枝は、早期発見し、除去を行うこと。

ウ 作業に当たっては、施設利用者の妨げとならないように配慮するとともに、危険があると思われる時は、危険防止の措置を取らなければならない。

エ 市街地の中の貴重な自然林と動植物を保護するための必要な対策を行うこと。

② 管理基準

ア 樹木管理

樹木の健全な育成のため、必要に応じて、散水、施肥、病害虫防除、支柱設置、樹木補修（枯損木処理、風倒木処理など）、剪定等の必要な育成管理を行うこと。また展示林として、自然教育に必要な動植物の紹介等を行うこと。

イ 草地管理

草木を健全に生育管理するため、散水、抜き取り除草、薬剤除草、施肥、目土などの必要な育成管理を行うこと。また、自然教育のための小動物等の生息地を保全するよう配慮すること。

ウ 芝生地管理

芝生を健全に育成するため、散水、刈り込み等などの必要な育成管理を行うこと。

エ　遊歩道、テントサイト管理

利用者が安全に活動できるよう､危険が予測される場合は直ちに補修を施すとともに、美観の保持にも努めること。ただし、自然体験の場として活用できるよう配慮すること。

（８）野外炊飯場の管理

指定管理者は、野外炊飯場において、利用者が安全、清潔、快適に利用できるよう、ピロティ、かまど、雨天用ポール等の施設を保守管理すること。

（９）緊急時の対応

ア　火災、盗難等の発生又はその恐れがある時は、警察・消防に通報連絡を行うとともに、迅速かつ正確な緊急措置を講じ、被害を最小限に食い止めること。

イ　現場における消火活動、負傷者の救護その他一時処置を迅速に行うこと

ウ　人命尊重を優先し、適切なる避難誘導、群衆整理、その他必要な処理を行うこと。

エ　事故の発生状況を把握し、必要に応じて警察への通報を行うとともに、速やかに市に事故報告を行うこと。

（１０）その他

ア　施設賠償責任保険その他必要な保険に加入すること。

イ　青少年の家は次世代育成施設であるため、飲酒及び喫煙は禁止すること。

7　物品の管理等に関する事項

① 指定管理者が管理する市所有物品については、浜松市物品管理規則（昭和 40 年規則第 18 号）及び関係例規に基づいて管理等を行うものとする。

② 備品以外の市所有の消耗品について、事業運営上必要なものは指定管理者が準備するものとする。

③ 指定管理者は、市が定める物品管理の諸帳簿を備えてその保管に係る物品を整理し､購入及び廃棄等の異動について市に報告しなければならない。

④ AED については指定管理者が調達し、設置すること（パッドの交換も含む)。設置後は適切な使用ができるよう、職員に使用方法を習得させ、救命に対応できるよう必要な講習を実施すること。

⑤ 業務に関する車輌（２台。うち１台はテントなどの資材等を運搬できること）については指定管理者が用意し、車検、法定点検、自賠責保険及び任意保険等、当該車輌の維持管理に必要な手当を講じ、市の求めに応じ定期的に報告すること。また、職員に安全運転に関する講習を定期的に実施すること。

⑥ 指定管理料で備品等を購入した場合、備品等は市に属するものとし、指定管理者が任意で購入した備品等については、指定管理者に属するものとする。ただし、指定管理者が指定管理料以外で購入した備品等については、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引き継ぐことができる。

【資料 15】指定管理者に貸与する市所有物品一覧

８　帳簿等の備置に関する事項

①　管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、市から青少年の家の管理運営業務又は経理状況に関する報告や実地調査を求められた場合には、速やかに市の指示に従い、誠実に対応すること。

②　管理運営業務の作業、実施状況等の記録書類及び記録写真について、市から請求のあった際は、速やかに市の指示に従い、誠実に対応すること。

９　事業報告書等の提出に関する事項

①　年次報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後 45 日以内に下記の事項を記載した事業報告書を提出すること。

ア　管理運営に関する業務の実施状況
イ　管理運営に関する業務に係る収支状況
ウ　青少年の家の利用状況
エ　その他市が必要と認める事項

②　月次報告書の提出

指定管理者は、毎月 10 日までに下記の事項を記載した前月分の月次報告書を提出すること。

ア　青少年の家利用者数
イ　利用料金収入
ウ　その他、市が必要と認める事項

③　報告書の内容調査

その他必要に応じて、市は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して定期に又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。また、必要に応じて施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うことがある。

10　その他

①　公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。

②　市が実施又は要請する事業に対しては、積極的な支援協力を行うこと。

③　大規模災害の発生に伴い県や市から、警察を中心とした災害時の活動拠点として利用要請があったときは、協議の上、青少年の家の一部又は全部を、活動拠点として利用に供すること。

④　指定管理者が青少年の家の管理運営に係る各種施設規程、要綱等を作成する場合には、市と協議すること。

⑤　青少年の家利用者に対して、適切なアンケートを実施すること。このアンケートには指定管理者の管理運営を評価する項目を設けること。

⑥　この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議し決定する。

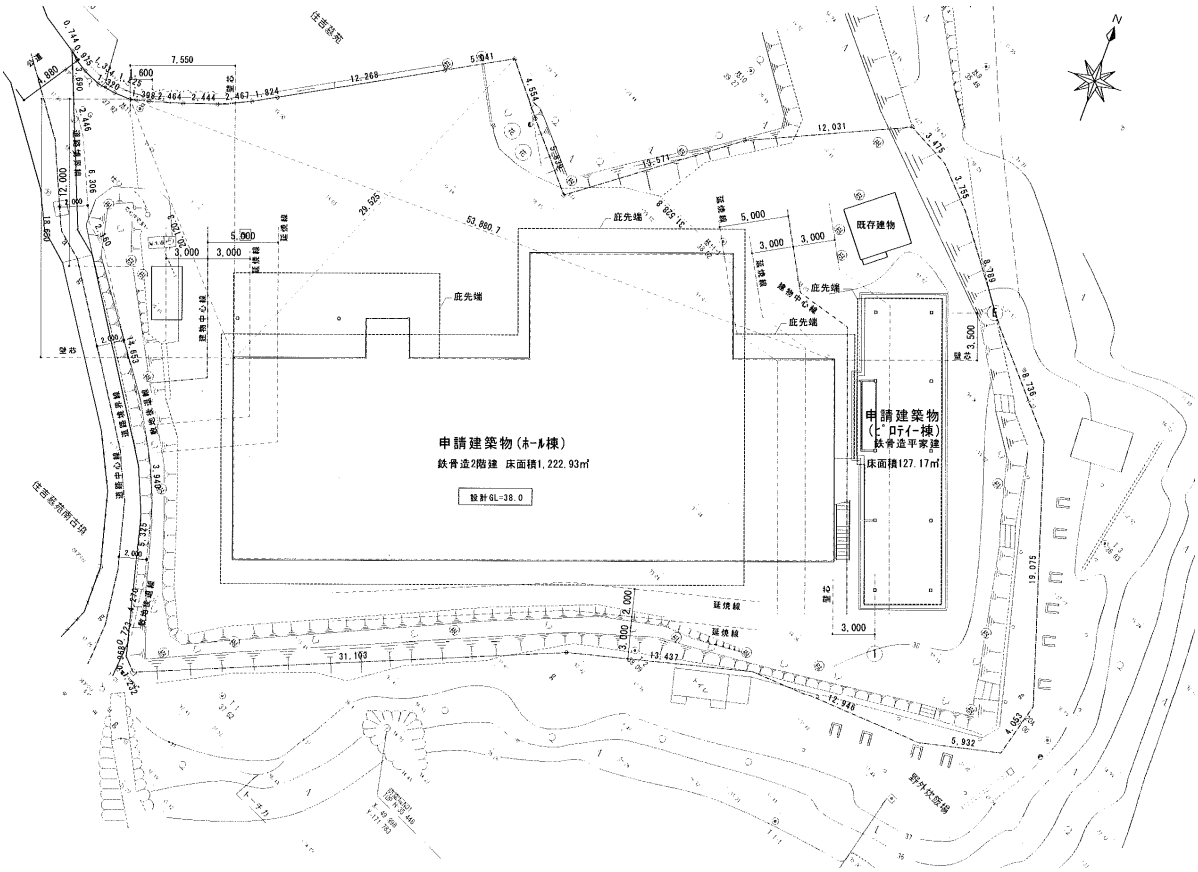
⑦　青少年の家の適正かつ円滑な運営に資するため、有識者及び利用者等で構成する連絡協議会を設置し、年３回以上会議を開催すること。

⑧　労働関係法令を遵守すること。浜松市が書面や立ち入りによる調査を行う場合は協力すること。

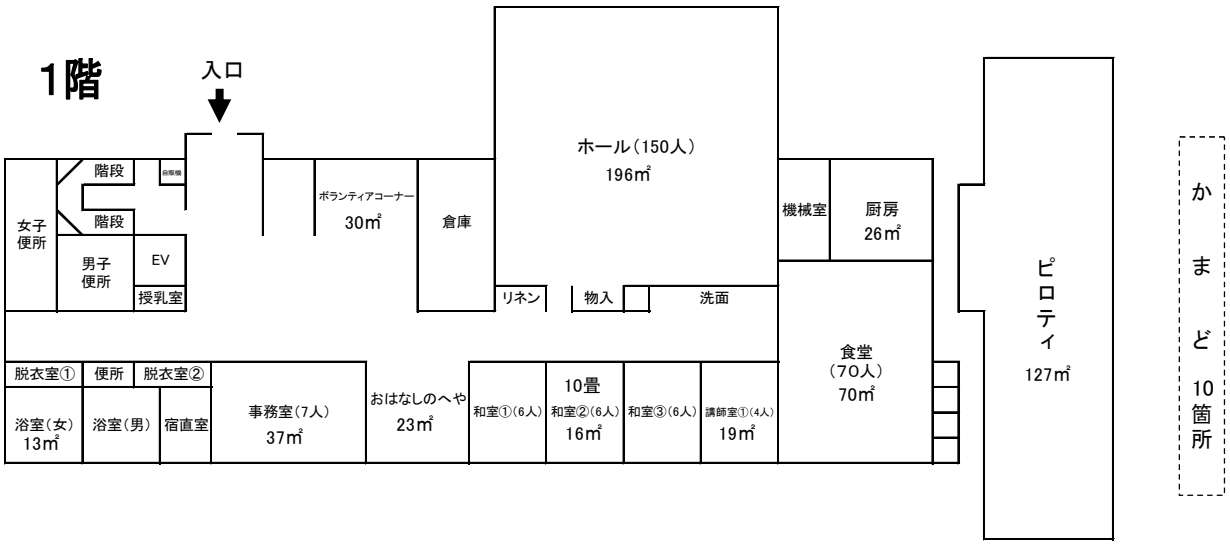
⑨　指定管理者は、指定期間満了時に次期指定管理者が円滑に施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎ期間を設け引継ぎを行うこと。

【資料１】青少年の家平面図

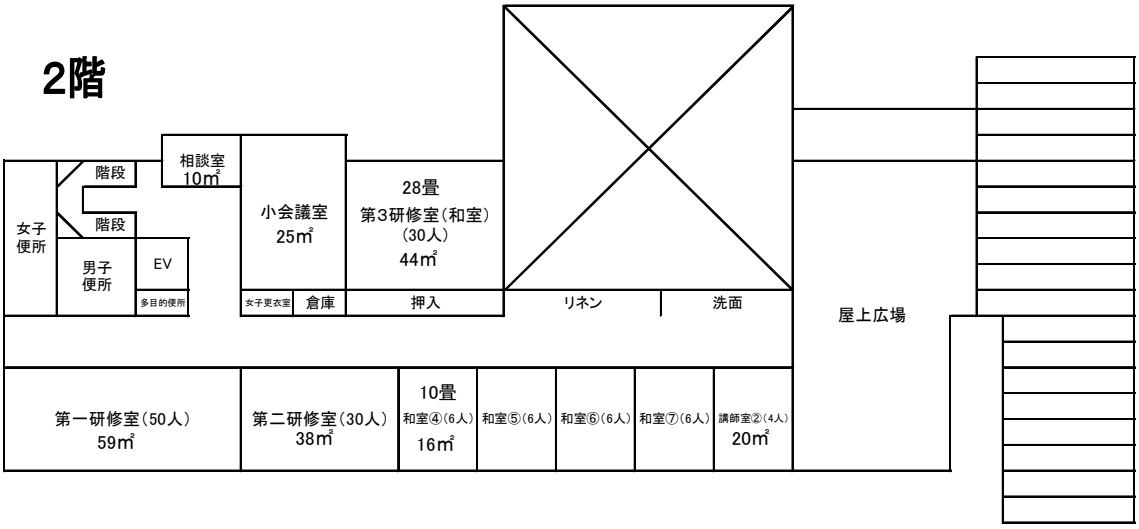
（１）全体図



（２）１階



（３）２階



【資料２】過去の施設利用状況

年　　度　　月	青少年の家利用人数 （含む宿泊延人数）	宿泊延人数
令和４年度	33,624	1,351
令和３年度	29,134	677
令和２年度	29,130	547
令和元年度	45,141	2,973
平成 30 年度	46,796	3,834
平成 29 年度	44,705	3,831
平成 28 年度	47,636	4,042
平成 27 年度	47,084	4,730

【資料３】校外まなびの教室「ふれあい教室」の実施

浜松市では、浜松市立青少年の家において、下記のとおり校外まなびの教室「ふれあい教室」を実施しているので下記事項に留意すること。

１　校外まなびの教室「ふれあい教室」とは、不登校児童生徒の自立と再登校を目指すために開催するものをいう。

２　実施場所として、浜松市立青少年の家の小会議室と食堂及び和室２室（和室は、宿泊者優先のため使用しない場合もある。）を使用するとともに、事業運営に支障のない範囲で資料や文具等を置くことができるように配慮すること。

３　事業の実施に当たっては、２に記載した小会議室と食堂及び和室２室以外に、ホール、研修室も使用できるよう配慮すること。

【資料４】清掃管理業務対象設備

項目		数量	単位	床仕様	日常清掃	特別清掃
						床面
1階	玄関ホール・ロビー・お話コーナー・廊下	153.14	㎡	〈風除室・玄関〉300角磁器質ﾀｲﾙ貼	○	○
				〈ロビー・廊下〉 ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
				〈お話コーナー〉 12㎜合板　ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ	○	
	事務室	37.80	㎡	12㎜合板　ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ貼	○	
	ホール	194.70	㎡	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ貼　厚15㎜	○	○
	講師室	18.90	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	和室	52.11	㎡	畳	○	
	食堂	70.81	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	厨房	26.25	㎡	塗り床（防滑）	○	○
	授乳室	3.38	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	男女便所・多目的便所	31.84	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	浴室	27.00	㎡	200角ﾀｲﾙ貼	○	
	脱衣室	13.63	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	宿直室	9.72	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼+ﾀﾀﾐ敷(へりつき) 一部ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	○	
	倉庫	22.36	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	空調機械室	12.08	㎡	ｺﾝｸﾘｰﾄ金鏝仕上	○	
2階	小会議室	24.98	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	研修室（第１・第２）	97.20	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	研修室（第３）	46.48	㎡	畳	○	
	和室	69.48	㎡	畳	○	
	講師室	20.11	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	相談室	9.77	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	廊下	95.52	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	男女便所・多目的便所	30.50	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	女子更衣室	2.10	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
	倉庫	2.10	㎡	ﾋﾞﾆｰﾙ床ｼｰﾄ貼　厚2.0㎜	○	○
延べ床面積		1,071.96	㎡			

ガラス清掃		236.30	㎡		○	○

【資料５】殺鼠害虫駆除対象箇所

階　数	実　施　場　所	面　積
１Ｆ	食堂・厨房・授乳室・トイレ・浴室・脱衣室・洗面所	178.91 ㎡
２Ｆ	トイレ・洗面所	36.50 ㎡

【資料６】（参考）寝具類の仕様と数量

（１）品名・規格・数

品 名	サ イ ズ	組数	仕　　様
掛布団	150cm×200cm	70	表地：綿 100%(230 本ブロード)　柄有り 裏地：綿 100%　無地 中綿：羽毛 70/30　1.3Kg 以上 加工：タタキキルト仕立て
敷布団	100cm×200cm	70	側地：綿 100%　柄有り 中材：固綿 2.0Kg 巻綿上下各 1.2Kg 加工：三層固綿　ハシゴキルト仕立て
枕	35cm×50cm	70	側地：綿 100%　無地 中材：ストローパイプ 1.0Kg
敷布団カバー	106cm×210cm	210	素地：綿 100%　白 縫製：ひっかけ型 天地折り返し(上下各 40cm)　袋縫い
掛布団カバー	150cm×215cm	210	素材：綿 100%　白 縫製：丸繰型　四隅穴あき
枕カバー	40cm×68cm	210	素材：綿 100%　白 縫製：封筒型
夏掛布団	135cm×195cm	70	表地：ポリエステル 65% 綿 35% 中材：ポリエステル綿 100% 1.0Kg ※貸借期間は７月１日～９月３０日まで
毛布	140cm×200cm	30	素材：アクリル系 100% 1.8Kg 難燃性　(屋内外兼用品)

【資料７】自家用電気工作物の設備仕様

（１）設備容量　　175ｋＶＡ
（２）受電電圧　　6,600Ｖ

【資料８】排水ポンプの設備仕様及び点検内容

（１）設備概要　排水ポンプ２基（型式　80UW43.7-62・80UA43.7-62）
（２）点検内容
①絶縁抵抗値・電流地測定（年２回以上）
②水中ケーブル目視点検（年２回以上）
③ポンプピット目視点検（年２回以上）
④集水マス清掃作業（年２回以上）
⑤ポンプ引揚点検（年１回以上）
⑥オイル交換（年１回以上）

⑦インペラ・サクションカバー目視点検（年１回以上）

【資料９】空調設備の仕様と点検内容

（１）対象設備

①空冷ヒートポンプマルチエアコン　　屋内機27台　屋外機８台
②熱交換気扇（天井埋込ダクト形）　　22台
③天井扇　　13台
④排風機　　１台
⑤エアースイングファン　　１台
⑥給気グリル　　６台

（２）点検内容

各機器とも、年１回以上の点検と年２回以上の清掃を行う。
①空冷ヒートポンプマルチエアコン屋内機の点検及び器具清掃
②熱交換気扇の点検及び器具清掃
③天井扇の点検及び器具清掃
④排風機の点検及び器具清掃
⑤エアースイングファンの点検及び器具清掃
⑥給気グリルの点検及び器具清掃

【資料 10】消防検査対象設備

◎　自動火災報知設備

機器名	数量	単位
受信機（Ｐ１級－25L）	1	台
発信機　１級	2	個
表示灯	2	個
差動式スポット型感知器	44	個
定温式スポット型感知器	19	個
差動式分布型感知器	37	個
煙感知器	13	個

◎　火災通報装置

火災通報装置	1	台
遠隔起動装置	2	個

◎　消火器

ABC10 型粉末消火器	6	本
強化液消火器	1	本

◎　排煙設備

機器名	数量	単位
制御部	1	台
自動閉鎖装置　ラッチ式	1	個
煙感知器	2	個

◎　誘導灯及び誘導標識

誘導灯	11	灯
誘導標識	2	枚

◎　非常用照明装置

非常照明	52	灯

◎　非常放送設備

増幅器操作部　120W	1	台
スピーカー	51	個
音量調整器	19	個
カットリレー	2	個
◎非難器具		
非難はしご	1	組

【資料 11】昇降機設備の仕様と点検内容

（1）対象設備　　エレベーター（機械室レス）　1台
（750kg　11 人乗り　45m／min　２ｓｔｏｐｓ）

（2）点検内容

①遠隔監視装置により常時監視し、異常や不具合発生時には、出動・対策を行う。

②定期的に技術員を派遣し点検するものとし、必要に応じ清掃及び給油、並びに機器・附属部品に対して修理又は取替を行う。（月１回以上）

＜点検箇所＞

ア　清掃･･･エレベーター昇降路内、カゴ上各機器、ピット内、他各装置。

イ　注油･･･エレベーター各装置に指定の油脂を使用し、必要に応じて定期的に給油する。

ウ　調整･･･エレベーター各装置の調整が必要になった場合、速やかに実施すること。

【資料 12】自動ドア装置の仕様と点検内容

（1）対象設備　　ＳＯＶ両引型　２台

（2）点検内容

①点検回数　年４回以上

②点検内容

ア　駆動装置

（ア）ギヤーボックス	目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
（イ）モーター	目視確認（異音、過熱、損傷のチェック）及び調整
（ウ）駆動、ガイドプーリー	目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
（エ）駆動、ｖベルト	目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整
（オ）クラッチ	目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び調整

イ　制御装置

（ア）本体

目視確認（損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクターのチェック）

ウ　起動、補助光電スイッチ

（ア）本体

目視確認（損傷のチェック）及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

エ　扉、懸架装置

（ア）吊りレール

目視確認（磨耗、損傷のチェック）及び取付けボルト等の増し締め及び調整

（イ）ハンガー

目視確認（損傷の有無、戸車転動面の磨耗、戸車フランジの磨耗のチェック）及び転動時の円滑性の確認及び調整

【資料 13】機械警備機器と警備内容

（1）警備機器

使用機器	台数
送信機	1
電源装置	1
非接触キーボックス	1
点滅灯	1
キー	9

使用機器	台数
空間センサ(面)	1
空間センサ(立体面)	17
開閉センサ	25
その他付属設備	1 式

（2）警備業務

①侵入・火災の異常状態の感知
②事故覚知時における関係先への通報・連絡及び報告
③警備時間
　ア　開館日　22：00　～　翌　8：00（下記以外の日）
　イ　閉館日　 8：00　～　翌　8：00（月曜日等）
　＊宿泊利用者がいる場合は警備セットなし
④担当基地局の設置
⑤担当員の待機場所確保

【資料 14】　警備員による警備内容と警備の範囲

（1）開始及び終了時間　　宿泊利用日の午後 9 時 15 分 から 翌日午前 8 時 45 分 まで
（2）待機場所
①午後 9 時 15 分から午前 0 時 00 分及び午前 6 時 00 分から午前 8 時 45 分までは事務室に待機する。
②午前 0 時 00 分から午前 6 時 00 分までは事務室または宿直室に待機し、施設に異常がない場合には仮眠をとることができる。
③緊急時及び異常がある場合には事務室に待機し、適切な処置を行う。
（3）警備内容
業務は、警備員 1 名以上で行うものとし、次に掲げる事項とする。
①建物及び敷地内の警備
　ア　施設内各部屋及び建物出入口の巡回警備
　イ　野外炊飯場、建物周辺の巡回警備
　ウ　火気、盗難の警備及び取締
　エ　建物出入者の確認
　オ　駐車車輌の確認
　カ　設備機器の異常の有無
　キ　その他建物、野外炊飯場、建物周辺の警備に必要な事項
②緊急時の対応
　ア　緊急時の避難誘導
　イ　火災や気象・地震等による災害などの情報確認
　ウ　警察署・消防署及び救急医療機関への緊急連絡
　エ　市への連絡
　オ　水道・ガス・電気等設備故障の連絡

（4）警備要領
①扉の開閉時刻
　ア　正面出入口　扉の施錠：午後 10 時 30 分　扉の開放：翌日午前 6 時 30 分
②建物等及び敷地の巡視
　ア　建物及び敷地の巡視は原則として下表「警備範囲」より行う。
　イ　巡視
　　（ア）午後 10 時 30 分（宿泊団体消灯時間）に巡視を行い、廊下等の電気を消す。
　　（イ）午後 11 時 30 分から午前 0 時までの間に 1 回、翌日午前 6 時から午前 7 時までの間に 1 回巡視する。また、必要の都度、巡視を追加して行う。
　ウ　火気、盗難の警戒及び取締
　　（ア）防犯、防火に注意し警戒取締にあたるものとする。
　エ　利用者からの相談については用件等を夜間警備日誌に記入の上、翌日報告する。
③緊急時の連絡

次の場合は、ただちに関係機関（消防署・警察署等）に連絡すると共に、職員に連絡すること。

ア　建物・敷地内及び近隣に火災等の発生があった場合

イ　急病人等が発生した場合

ウ　設備機器に故障が発生し、修理に急を要する場合

エ　その他緊急時

④事務処理

別に定める夜間警備日誌に必要事項を記入し、翌日職員に引き継ぐこと。

⑤附帯業務

ア　風呂ボイラーの運転停止・冷暖房装置の停止と開始

（ア）午後１１時に風呂ボイラーの運転を停止する

（イ）冷暖房運転期間については、必要に応じて停止と開始を行う

（ウ）翌日午前６時 00 分に浴室の窓、入口を開けるとともに、更衣室のスノコ、籠、忘れ物等を片付ける。

（エ）前庭の旗の掲揚（国旗・市旗）を翌日午前６時 30 分から午前８時 00 分までの間に実施する。（雨天時は掲揚しない）

警備範囲

1　施　設　点　検

No.	点　検　個　所	点　検　事　項　等
1	館内・野外	扉開閉の確認、消灯・点灯の確認

2　館　内　点　検

No.	点　検　個　所	点　検　事　項　等
1	玄関・ロビー おはなしコーナー	施錠・火気・異常の有無
2	事務室・宿直室	施錠・火気・異常の有無
3	厨房・食堂	施錠・火気・異常の有無
4	ホール・研修室・小会議室・相談室・授乳室・空調機械室	施錠・火気・異常の有無
5	１・２階　廊下	施錠・火気・異常の有無
6	１・２階　トイレ	施錠・火気・異常の有無
7	浴室・脱衣室	施錠・火気・異常の有無

3　野　外　点　検

No.	点　検　個　所	点　検　事　項　等
1	正面・西側　駐車場	不審者及び不審車の有無
2	西駐車場	不審者及び不審車の有無
3	屋上広場・ピロティ	不審者・異常の有無
4	野外炊飯場	不審者・異常の有無
5	第一・第二　倉庫	施錠・異常の有無

【資料 15】指定管理者に貸与する市所有物品一覧】

１　第Ｉ種備品（令和５年４月１日現在）

備品番号	品名	規格	場所	備考(使用場所等)
844	会議用机	オカムラＨＯＡ４ＦＥ（Ｍ３１３）	青少年の家	２階フロア
1021	パンフレット立て	コクヨＺＲ－ＰＳ６４	青少年の家	ロビー
1024	パンフレット立て	コクヨＺＲ－ＰＳ６４	青少年の家	ロビー
1030	間仕切りパネル	ＰＬＵＳ　１６－６３２	青少年の家	更衣室
1031	間仕切りパネル	ＰＬＵＳ　１６－６３２	青少年の家	更衣室
1034	間仕切りパネル	ＰＬＵＳ　１６－６２２	青少年の家	更衣室
1035	間仕切りパネル	ＰＬＵＳ　１６－６２２	青少年の家	更衣室
1058	台車	２段	青少年の家	ピロティ倉庫
1094	冷蔵庫	日立　Ｒ－ＳＦ４７ＳＰＡＭ	青少年の家	厨房
1128	日本画	油彩画，５０号	青少年の家	ロビー
1129	洋画	モントルグーエ街　モネ複製	青少年の家	２階フロア
2363	ＯＡテーブル	ＩＴＯＫＩ　ＣＤＥ１０７２ＫＨＡＴＥ	青少年の家	事務室
44050	移動ステージ	２４００×１２００×４００	青少年の家	ホール倉庫
44051	ベッド	二段　ＴＢ～１０３	青少年の家	講師室①
44052	ベッド	二段　ＴＢ～１０３	青少年の家	講師室①
44059	携帯用拡声器	ナショナルＷＤ－３４０	青少年の家	事務室
44062	ワイヤレスアンプ	ナショナルＷＸ－２０５Ｃ	青少年の家	屋根裏倉庫
44066	放送設備	ナショナルＷＸ－４０４０	青少年の家	屋根裏倉庫
44068	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－４１００	青少年の家	屋根裏倉庫
44069	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－１５００	青少年の家	屋根裏倉庫
44070	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－４１００	青少年の家	屋根裏倉庫
44071	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－１５００	青少年の家	屋根裏倉庫
44072	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－４１００	青少年の家	屋根裏倉庫
44073	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－４１００	青少年の家	屋根裏倉庫
44074	ワイヤレスマイク	ナショナルＷＸ－４３００	青少年の家	屋根裏倉庫
44078	扇風機	ＮａｔｉｏｎａＩ　Ｆ－Ｋ４０１－Ｈ	青少年の家	更衣室
44079	扇風機	ＮａｔｉｏｎａＩ　Ｆ－Ｋ４０１－Ｈ	青少年の家	更衣室
44081	発電機	キャスター付ＥＭ１５００Ｘ	青少年の家	第２倉庫
44088	洋画	３０号セシャール作	青少年の家	２階フロア
120332	ジャー（炊飯器）	保温ジャー	青少年の家	厨房
133919	案内板	案内板　掲示板とホワイトボードの 2WAY　526×320×1200　ポピア　CHO-315	青少年の家	階段下倉庫

133920	案内板	案内板　掲示板とホワイトボードの 2WAY　526×320×1200　ポピア　CHO-315	青少年の家	階段下倉庫
133921	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133922	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133923	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133924	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133925	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133926	台車	台車（スタッキングチェア用）600×650×792 ジョインテックス　PS-D25	青少年の家	ホール倉庫
133927	ロッカー	ロッカー　3列2段　鍵付 ジョインテックス　L67NG	青少年の家	宿直室
133928	ロッカー	ロッカー　3列2段　鍵付 ジョインテックス　L67NG	青少年の家	宿直室
133929	ロッカー	ロッカー　2人用 鍵付　608×515×1790　ジョインテックス　L27NG	青少年の家	更衣室
133930	食器戸棚（食器棚）	食器棚　ダイニングボード 600×396×1800　バモウナ GS-S600R	青少年の家	宿直室
133931	引き違い保管庫	引違枠付ガラス書庫 鍵付 1050×900×400　ジョインテックス　FJG4-W11	青少年の家	事務室
133932	掃除用具入れ	掃除具用庫　608×515×1790　ジョインテックス CL-13W	青少年の家	階段下倉庫
133933	整理棚	スチール整理棚　P-6520N-4 プラス	青少年の家	ピロティ倉庫
133934	整理棚	スチール整理棚　P-6520N-4 プラス	青少年の家	ピロティ倉庫
133935	整理棚	スチール整理棚　P-6520N-4 プラス	青少年の家	ピロティ倉庫
133936	整理棚	スチール整理棚 P-6420N-4 H1200 プラス	青少年の家	階段下倉庫
133937	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫

133938	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133939	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133940	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133941	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133942	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133943	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133944	整理棚	スチール整理棚　P-6420N-3 H900 プラス	青少年の家	屋根裏倉庫
133945	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133946	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133947	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133948	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133949	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133950	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133951	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133952	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂

133953	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133954	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133955	食卓	食堂用テーブル　6 人用折りたたみ ｾﾝﾀｰフラップテーブル　1800×750×700　TOKIO TCF-1875N	青少年の家	食堂
133956	会議用机	会議用机（相談室）アイボリー　1500×750×700　ジョインテックス　CE-1575	青少年の家	相談室
133957	食卓	食堂用テーブル　4 人用 アイボリー　1200×750×700 ジョインテックス　CE-1275	青少年の家	食堂
133958	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133959	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133960	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133961	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133962	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133963	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133964	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133965	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール
133966	会議用机	会議用机　パネル付　　木目 1800×450×700　TOKIO NTA-1845P	青少年の家	ホール

133967	事務机	事務机　ワークテーブル　ナチュラル　2000×1400×720　ジョインテックス　FW-2014WT NA	青少年の家	事務室
133968	事務机	事務机　ワークテーブル　ナチュラル　1000×686×720　ジョインテックス　FW-107WT NA	青少年の家	事務室
133969	事務机	事務机　ワークテーブル　ナチュラル　1000×686×720　ジョインテックス　FW-107WT NA	青少年の家	事務室
133970	演台	演台　ライトマホガニー　900×450×1050　PLUS　MW-250	青少年の家	ホール
133971	ベッド	２段ベッド　下段：横枠取り外し可能　木目　ANDES　KD-323SP マット付き	青少年の家	講師室②
133972	ベッド	２段ベッド　下段：横枠取り外し可能　木目　ANDES　KD-323SP マット付き	青少年の家	講師室②
133973	ホースリール	ステンレスホースリール　40m 網入りホース　ハタヤリミテッド　SLA-40P	青少年の家	階段下倉庫
133974	掛時計	電波掛時計　パルフィスＪ　設置費込　526×59　リズム時計　4MY660-019	青少年の家	ホール
133975	チェーンソー	チェーンソー　充電式14.4V　バッテリ、充電器、ケース付　makita　UC121DRF	青少年の家	ピロティ倉庫
133994	映写スクリーン	映写スクリーン（移動式）80インチ　ソニー　ＧＵＰ－８０Ｗ	青少年の家	２階更衣室
133995	ビデオカメラ	ビデオカメラ　内蔵メモリ32GB　sony　CX170	青少年の家	事務室
134211	テレビ	テレビ　37型　液晶　台付　シャープ　LC37ES50	青少年の家	ロビー
134212	テレビ	テレビ　22型　液晶　台付　ソニー　BRAVIA　KDL22EX300	青少年の家	守衛室
134213	ＣＤプレーヤー	ＣＤＭＤプレーヤー　Panasonic　RX-MDX63	青少年の家	事務室
134214	レーザーディスクプレーヤー	ブルーレイディスクレコーダ　ソニー　BDZ-RS15	青少年の家	ロビー
134250	整理棚	スチール整理棚　1500×450×1200　okamura　6S44AV	青少年の家	階段下倉庫

134251	整理棚	スチール整理棚　1500×600×900 okamura　63U3AZ	青少年の家	屋根裏倉庫
134252	整理棚	スチール整理棚　1500×600×900 okamura　63U3AZ	青少年の家	屋根裏倉庫
134253	整理棚	スチール整理棚　1500×600×900 okamura　63U3AZ	青少年の家	屋根裏倉庫
134254	整理棚	スチール整理棚　900×600×1500 okamura　63w5ac	青少年の家	階段下倉庫
134922	事務机	事務机　JOINTEX FW-147WT NA	青少年の家	事務室
135693	組立式物置	組立式物置　据え置き台工事込み　1500×900×1900 イナバ　MJ-159E	青少年の家	ピロティ
135694	組立式物置	組立式物置　据え置き台工事込み　1500×900×1900 イナバ　MJ-159E	青少年の家	ピロティ
135695	組立式物置	組立式物置　据え置き台工事込み　900×550×1577 イナバ BJ-095D	青少年の家	屋上広場
135696	受付机	受付カウンター　3500×300 設置費込み	青少年の家	事務室
135697	その他保育遊具	チャイルドプレイス直径形ベンチ（グリーン）ベンチ部のみ　900×900 L8KHAZ-P762	青少年の家	お話コーナー
135698	その他保育遊具	チャイルドプレイス直径形ベンチ（グリーン）ベンチ部のみ　900×900 L8KHAZ-P762	青少年の家	お話コーナー
135699	その他保育遊具	チャイルドプレイス直径形ベンチ（グリーン）ベンチ部のみ　900×900 L8KHAZ-P762	青少年の家	お話コーナー
135700	その他保育遊具	チャイルドプレイス直径形ベンチ（グリーン）ベンチ部のみ　900×900 L8KHAZ-P762	青少年の家	お話コーナー
138396	調理台	炊飯器置台　700×750×800	青少年の家	厨房
138424	その他（焚き火台）	焚き火台　ステンレスファイアープレイス　M 焼き網ケース付　コールマン 170-9251	青少年の家	ピロティ倉庫
138425	その他（焚き火台）	焚き火台　ステンレスファイアープレイス　M 焼き網ケース付　コールマン 170-9251	青少年の家	ピロティ倉庫

138426	その他（ツリーボード）	ツリーボート　スリープ付レッド　TREE CLIMBING WORLD	青少年の家	ピロティ倉庫
178538	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178539	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178540	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178541	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178542	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178543	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178544	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178545	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178546	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
178547	食卓	食卓　（W2400m　×　D750mm　×　H700ｍｍ）	青少年の家	ピロティ
185284	ベンチ	1800×450×400Ｈ	青少年の家	屋外
リース品	パソコン（まつぼっくり専用）	FUJITSU　Ｄ５２６０	青少年の家	事務室
リース品	プリンター（まつぼっくり専用）	NEC マルチライター	青少年の家	事務室
リース品	ルーター（まつぼっくり専用）	FUJITSU　Ｓｉ－Ｒ	青少年の家	事務室

２　消耗品（令和５年４月１日現在）

品名	仕様	寸法（cm）			数量
ラウンドテーブル	ニューグレー	750	690		2
ダストカー　大　フレーム		664	646	915	2
ダストカー　大　替袋	灰　黄　青	590	590	680	3
座卓	脚折りたたみ式	1,800	450	330	12
事務用チェア	ワイン	603	635		5
イス	木製チェア　ブラウン				1
イス	ミーティングチェア	480	515	870	88
イス	スタッキング（ウレタンレザー）ネイビー				199
イス	スタッキング（ウレタンレザー）オレンジ				4
イス	スタッキング（布張）イエローグリーン				0

浴用いす・湯おけ 2 点セット	抗菌・防カビ　白				8
スリッパ（大人用）	施設名入り　抗菌レザー調　グリーン	26			150
トイレ用サンダル	大人用　男　ブルー	26			6
トイレ用サンダル	大人用　女　ピンク	25			6
トイレ用サンダル	子ども用				4
足拭きマット	茶　ケミタングルソフト	1,800	900		2
屋外用マット	茶　ケミタングルソフト	900	600		5
ハンガー	木製				124
モップ	60 ㎝	600	1,500		4
鉄道ちりとり		305	354	545	3
踏込用ホウキ	道路ホウキ　長柄	220	1,365		19
座敷ホウキ	短柄	300	810		9
踏込用ホウキ	テーロン　短柄	230	825		16
竹ほうき		400	1,600		3
十能	木柄　鉄	170	530		8
ちりとり	S 型	264	365	94	13
エコボックス	3 段セット	510	370	825	1
ゴミ箱	セパ　スリムペダル　25L	220	380	452	4
ゴミ箱	セパ　スリムペダル　15L	195	330	435	1
ゴミ箱	プラスチックダストボックス　エルグレー	214	212	332	1
電波掛時計		294			11
電波掛時計		340			4
電波掛時計	ネムリーナサニー	350			3
電波時計	パルデジットソーラー	143	62	80	0
台車	樹脂・連結	600	400	120	2
折りたたみコンテナ		366	530	320	20
キーボックス	40 個	375	60	390	1
案内板	掲示板とホワイトボードの２WAY	305	320	1,200	4
かまど用フライシート	ブルーシート　18 畳用	5,400	5,400		5
ピロティ用フライシート	シート(シルバー色)　18 畳用	5,400	5,400		4
ポリバケツ	エコポリペール丸型　ふた付　90L	535	535	700	3
脚立	アルミ　180 ㎝（折りたたみ状態）				1
脚立	アルミ　200 ㎝（折りたたみ状態）				1
コーンセット　一式					3
クーラーボックス	容量 45L　ポリライト 48 (ブルー)	640	335	360	1
クーラーボックス	容量 28L	480	300	390	2
フルカバーホースリール					1
ステンレス染色ポット	草木材料煮出用　33L				2

壁掛け式扇風機	壁掛け　設置費込み				2
トレイ	プラスタートレイ　E	280	360	18	96
ベーカー皿	ポリプロ食器　若草	247	165	35	97
コップ	バイオマス食器	70	85		93
ボール	ポリプロ食器　若草	145	63		95
ボール　小	ポリプロ食器　若草	125	57		99
箸	アミハードばし　あずき	210			90
箸	アミハードばし　若草	180			93
スプーン	ステンレス　カトラリー デザートスプーン　穴付	180			92
フォーク	ステンレス　カトラリー デザートフォーク　穴付	180			96
ステンレスボール	直径 300㎜　深さ 120㎜				14
グレーチング		230	997	19	42
さすまた	U型　壁掛けフック付　アルミニウム	530	2,060		1
一輪車	アルミフレーム　浅型				
タイヤポンプ	メーター付				1
双眼鏡	タンクローR8×21UCF　R				20
ポケットルーペ	ポケットルーペ　L450　3.5倍				49
黒板拭きクリーナー	内袋・外袋付	265	155	175	1
ドアクッション	3 個組み				1
きね　大人用					5
きね　子供用					2
クラフトのこ	本体				40
ミニペンチ					17
ミニラジオペンチ					19
木づち	42㎜				19
きり	四つ目キリ　中				20
木工ヤスリ	平　150㎜				10
木工ヤスリ	甲丸　150㎜				10
工作はさみ	幼児・学童用				26
ホットグルーガン	セット				30
輪投げ	公式輪投げセット				5
電動丸ノコ	刃付				1
電動鋸	ジグソー　最大厚 65㎜　オーピタル付				1
木挽き用鋸	300㎜　山林作業用				18
ハンドドリル	穴あけ加工用　ナイガイ H-101B				11
木工用鋸	180㎜　両刃				45
糸鋸					49
イーゼル	木製　茶色				5
マルチパネル	B2　スリムエイト				9
ベーシックサドル	ハーネス　大人用				5

ロープ	S-DRT 用ロープ　スタンダード　120ft				5
キッズサドル	ハーネス　子供用				5
ハンモック	ネット型　2800mm×700mm				5
ヘルメット	大人用				5
ヘルメット	子ども用				0
エイトカン	確保用器具				5
スローバック	投擲用おもり				5
カラビナ	連結用　アルミ製　安全環付				5
ハウススリープ	支点用パイプ				5
スローライン	道糸				5
フットループ	6mm 径				5
ロープバック	10mm×90mm ロープ収納				5
ダッチオーブン	コールマン　鋳鉄製　12 ｲﾝﾁ収納ケース　リッドリフター　底網付				10
ササラ	ダッチオーブン清掃用 18mm×3Φ				0
ダッチオーブン用グラブ	耐熱仕様				9
ドッチボール					4
テント	4 人用　2.5×3m				10
タープ付ワンタッチテント	3m×3m　アルミフレーム				1
担架	アルミ製　二つ折　患者固定用ベルト付	2,100	540		2
救急箱	救急セット BOX 型	190	125	105	1
コートハンガースタンド		400	1,700		2
臼置き台					3
ジャグ　7.8L	象印　DV-BM08-SA	240	280	285	1
イス	3 種類				94
座布団					33
コードレスグルーガン					16
ピアノ					1
顕微鏡	スコープ				22
テーブル	丸型　グリーン				3
イス	丸型テーブル付随　グリーン				3
キャビネット	引違書庫　鍵付き	1,050	900	400	1
キャビネット	引違　中下置	750	880	400	3
受付横キャビネット	シェルビング　ネオホワイト	800	450	656	1
多目的テーブル	木目	1,800	450	700	59
多目的テーブル	木目	1,500	450	700	6
ラウンドテーブル	木目	900	690		3
インサイドワゴン		395	606	595	2
講演台	ライトマホガニー	900	450	1,050	1

教卓	木目	700	450	900	2
小型耐火金庫		416	352	364	1
カーテン	レール・設置費込み	1,300	2,000		2
ベンチ	木のぬくもり事業　間伐材	1,800	450	400	4
テーブルベンチ	木のぬくもり事業　間伐材	1,800	1,800	700	1
パンフレットスタンド	木のぬくもり事業　間伐材	500	500	1,500	2

3　備付備品（令和５年４月１日現在）

品名	規格	場所	数量	備考
野外炊飯セット	まな板（2)、包丁(2)、ボウル(2)、ざる(2)、しゃもじ(2)、おたま(2)、さい箸(2)、箸(大小各 5)、スプーン(10)、フォーク(10)、皮むき器(2)、ランチプレート皿(10)、お椀(20)、コップ(10)、飯ごう(2)、コッフェル(1)、鉄板(1)、火ばさみ(1)、うちわ(1)	青少年の家 ピロティ倉庫	10	
貸出用テント	270 ㎝×270 ㎝	青少年の家 ピロティ倉庫	12	

（参考）第Ⅱ種備品（令和５年４月１日現在）

備品番号	品名	規格	場所	備考（使用場所等）
1	事務机	ワークテーブル　ナチュラル 1000×686×720	青少年の家	事務所
2	事務机	ワークテーブル　ナチュラル 1000×686×720	青少年の家	事務所
3	事務机	ワークテーブル　ナチュラル 1000×686×720	青少年の家	事務所
4	書庫	オープン書庫　880×400×880	青少年の家	事務所東側壁
5	書庫	オープン書庫　880×400×880	青少年の家	事務所東側壁
6	書庫	オープン書庫　880×400×880	青少年の家	事務所東側壁
7	ロッカー	ロッカー　608×515×1790	青少年の家	第一講師室
8	ロッカー	ロッカー　608×515×1790	青少年の家	第一講師室
9	エンジン　チェンソー	RYOBI　ES-3135	青少年の家	第２倉庫棚１
10	レジスター	カシオ電子レジスター TE-2700	青少年の家	事務所カウンター横
11	ロッカー	ロッカー　900×515×1790	青少年の家	宿直室
12	ロッカー	ロッカー　900×515×1790	青少年の家	宿直室
13	ロッカー	ロッカー　900×515×1790	青少年の家	２階更衣室
14	プロジェクター	プロジェクター　セイコーエプソン　EB-W０６	青少年の家	事務所カウンター下
15	CD プレーヤー（放送機器ユニット内）	TESCAM　CD200	青少年の家	ホール